

シンポジウム「監視社会の問題点—テロリストが作られていく—」報告

秘密保護法・共謀罪法対策本部 副本部長 出口 かわり (64期)

特定秘密保護法は、「テロ」という言葉を用い、定義付けた初めての国内法である。「テロリズムの防止」に関する情報が特定秘密の対象となり得るが、テロリズムについての定義（「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」）は曖昧だ。解釈次第では、米軍基地に反対する市民活動や原発NOを訴える活動が、公安警察による監視対象となるだけでなく、これらの市民活動等について警察が秘密裡に収集した情報が特定秘密に指定され、国民の目から隠されてしまう可能性がある。

しかも、何が秘密に指定されているかわからないということは、市民やマスコミが行政機関から情報を得るべく働きかける行為が、特定秘密の取得行為として処罰の対象になり、逮捕や家宅捜索といった捜査行為の対象になるということだ。

しかし、特定秘密保護法違反で逮捕されたり、家宅捜索された事案はこれまで報道されていない。法律家や市民の間で、この法律の存在を意識することは少なくなってきたかもしれない。

2019年12月16日のシンポジウムは、哲学者の西谷修・東京外国語大学名誉教授とフリージャーナリストの常岡浩介氏をゲストに招き、テロという概念の危うさや、死文化したと思われた罰則規定が捜査機関によって突然活用されはじめる例があることを通じて、特定秘密保護法の危うさを改めて考える機会となった。

シンポジウムでは、まず、明治に制定された刑法で規定



され、その後適用例が見当たらない私戦予備及び陰謀罪（刑法93条）を突然、公安警察が持ち出して捜査した例として、同罪の被疑者を取材した常岡浩介氏の自宅が公安警察によって家宅捜索されたケースを紹介した。

2014年7月から8月頃、常岡氏は、旧知の中田考・元同志社大学教授から、ISに行きたいと言っている20代男性A氏を紹介されて取材した。取材時、この元教授に頼まれて、インターネットでトルコ行きの航空券を購入したことがあったところ、同年10月上旬、A氏を私戦予備及び陰謀罪の被疑者とする捜索差押許可状により常岡氏の自宅を捜索され、取材道具のビデオカメラやパソコン、ハードディスク、携帯電話やタブレット等を多数、押収された。

その後しばらくして、常岡氏は私戦予備及び陰謀罪の被疑者と扱われるようになったが、違法捜査と考えた常岡氏は取調べの呼び出しを拒否。その後逮捕されることもなく、検察官に送致されることも起訴されることもなかったところ、公訴時効1ヶ月前に突然、送検。常岡氏は弁護人選任届を検察庁に提出し、被疑事実を説明するよう弁護人

から検察官に求めたが、検察官は説明を拒否。検察官による取調べの連絡もなく、送検から約2週間後に不起訴処分となった。この不起訴処分が起訴猶予か嫌疑不十分であるかについて弁護人が説明を求めるも、検察官は説明を拒んだ。

公安警察が行ったこのような「捜査活動」は、送検して検察官が捜査したり、刑事裁判において検察官による証拠開示等の活動により捜査内容が弁護人のチェックにさらされることを予定しておらず、情報収集活動の一環として行われた違法な活動の疑いが強い。

今後、特定秘密保護法違反による捜査も、今回のように、検察官や弁護人のチェックを事実上排除するかたちでなされるかもしれないという懸念を抱く事案である。

次いで、西谷氏による「監視社会の現状とその危険性について」と題した基調講演があった。西谷氏は、テロリズムという言葉は、歴史上、権力を持った側が自分たちの政敵に対して投げつけ、殺戮を正当化するかたちで使われ始めたことを指摘した。そして、潰すべき相手をテロリストだと言ったときから、国家間戦争で認められるような紛争当事者の対等性はなく、停戦や交渉という概念もないこと、「テロとの戦い」は国境も関係がなくなり、国外は空爆できても国内は空爆できず、国内については監視体制を強化することと、市民は安全を守るために自ら監視を受け入れるようになること、テロとの戦いが新しい世界の課題になると、各国で安全保障という言葉のもとで国家権力行使が正当化されていくという、安全の名のもとに国家が監視社会に向かう危険性が説明された。

シンポジウム後半は、清水勉委員をコーディネーターとして、西谷氏と常岡氏によるディスカッションが行われた。

常岡氏からは、日本は米国を真似したシステムを導入しようとしているのかもしれないが、日本の特定秘密保護法には米国のように25年

経過後に開示する旨の規定もなく、日本の公安警察などの情報機関がやっている情報活動についても現実味が乏しいことの指摘がなされた。

西谷氏からは、テロリズムという概念はあまりに曖昧で客観性がなく、テロリズムという言葉を使うこと自体がごまかしであること、「テロとの戦争」の名のもと、現在の政府権力にとってネガティブに見られるものが日常的な監視対象になることや、警戒態勢にあると政府が強調することで、安全保障の名の下に国家権力の行使が無制約化されるおそれがあること、テロリストと決めつけた人物について人権を一切認めず、裁判を経ることなく殺害することが称賛すらされるようになってしまったことなどの問題が指摘された。

約120名の参加者は、最後まで熱心に、常岡氏が述べる具体的なエピソードとこれを受けた西谷氏の説明に聞き入っていた。

特定秘密保護法は、2014年12月10日の施行から丸5年が経過し、政府は2019年12月10日の閣議で特定秘密保護法施行令改正と運用基準の見直しを決定した。また、法施行後5年間、特定秘密を保有したことがない機関を対象から外す旨を定めた同法付則に基づき、検察庁など42の行政機関を対象から除外した。今後、運用基準の見直し案が具体的に示される予定である。

